

こども基本法に基づく「こども計画」の策定について

こども基本法の制定

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。また、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福生活を送ることができる社会の実現を目指すこと。それらを踏まえて、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が令和4年6月に公布、令和5年4月に施行されました。

こども家庭庁の創設

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

国の3大綱と「こども大綱」「市町村こども計画」との関係

子供の貧困対策に関する大綱

（令和元年11月29日閣議決定）

重点施策

- ・教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- ・経済的支援

少子化社会対策大綱

（令和2年5月29日閣議決定）

主な施策

- ・結婚支援
- ・妊娠・出産への支援
- ・仕事と子育ての両立
- ・地域・社会による子育て支援
- ・経済的支援

子ども・若者育成支援推進大綱

（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）

基本的な方針・施策

- ・全ての子供・若者の健やかな育成
- ・困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- ・子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ・子供・若者の成長を支える担い手の養成支援

こども大綱

↓
都道府県

こども計画

↓
市町村

こども計画

・「こども基本法第9条」に定められたもので、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に準拠したものであり、令和5年12月22日に閣議決定されました。

・「市町村こども計画」は「こども基本法第10条」に定められたもので、「こども大綱」を勘案して「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」と一体のものとして作成するものです。

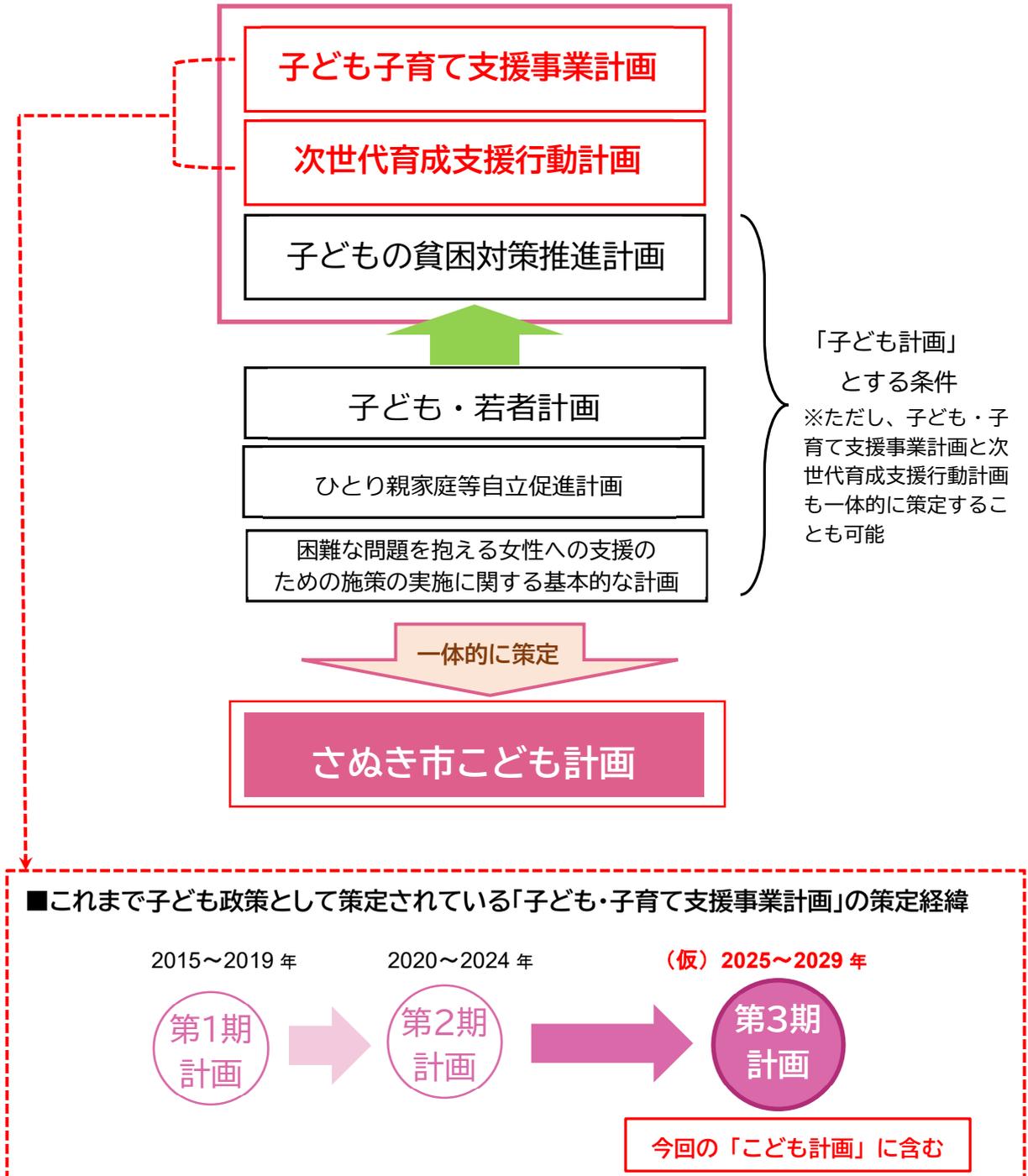
・「こども計画にはこどもの健やかな成長に対する支援等や、こどもや子育て家庭に関連する施策」を盛り込む必要があります。

こども計画を構成する諸計画

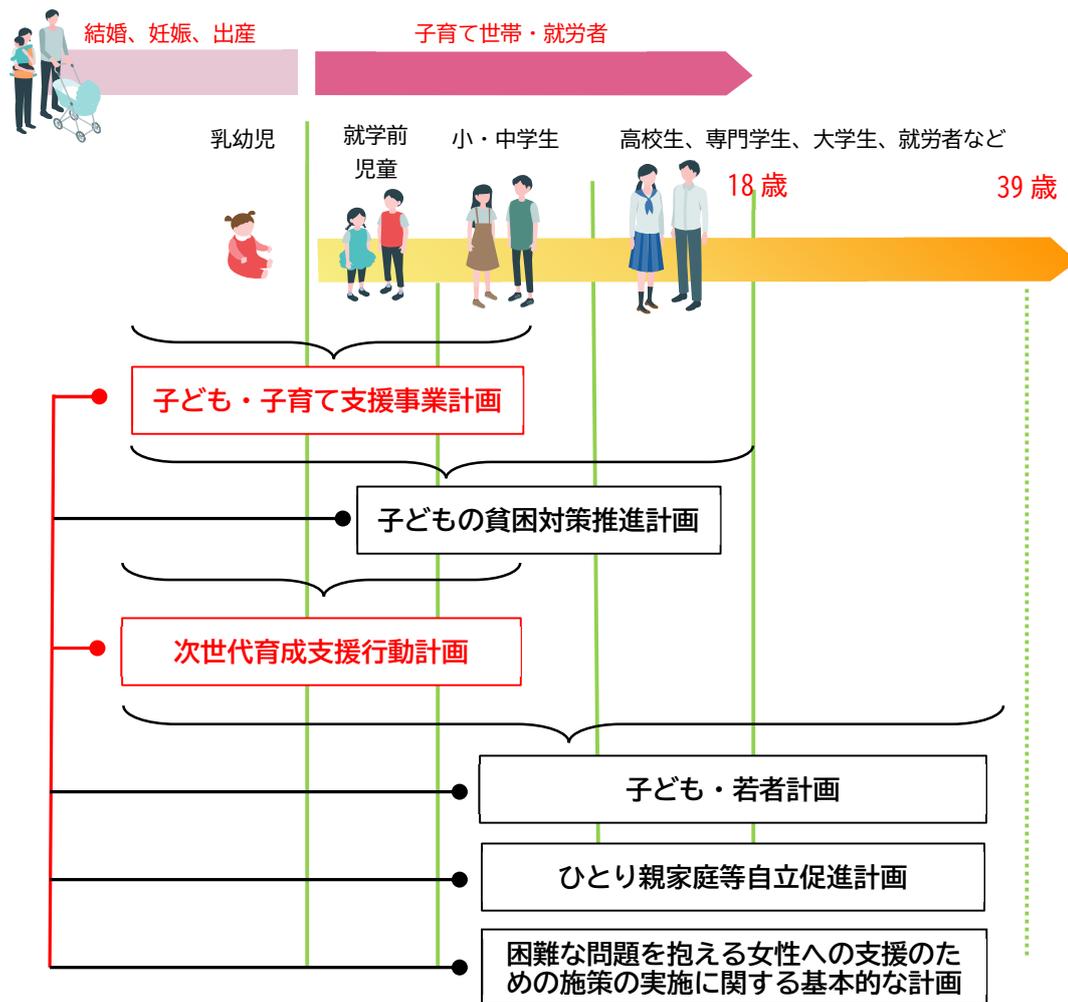
「さぬき市こども計画」は、「こども大綱」を踏まえ、以下の構成を想定しています。

「こども計画」に含む必要があるとされている「子ども・若者計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する既存事業の洗い出しや新規事業の提案・調整についても同時に実施します。

■「さぬき市こども計画」の個別計画



■計画の主な対象と取組



主要計画で想定される取り組むべきこと

- 子ども子育て**
 - ・待機児童対策は順調（必要に応じて計画的な事業縮小移行）
 - ・仕事と子育てが両立できる環境の整備は継続して支援
 - ・子どもの居場所づくりも重要（教育との連携強化）
- 子どもの貧困**
 - ・生活困窮家庭はなくなる⇒長い目で支援
 - ・「地域共生社会の実現」に向けた取組強化（重層的支援体制整備事業との整合等）
 - ・ヤングケアラーやダブルケア等への福祉施策も検討
- 次世代育成**
 - ・時限立法（2025年まで）であり、国の方針を注視
 - ・取組自体は「子ども・子育て支援事業計画」と重複する部分が多く、引き続き一体的に推進することで問題ない
- 子ども若者**
 - ・今後、人材育成の観点からも、これまでウェートの高かった結婚・妊娠・出産 乳幼児～未就学児への支援から、小・中学生～若者の問題に焦点をあてつつあることから、市でも策定を要検討

こども大綱の構成・基本的方向性

基本的な方針

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

目標（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 ^{※1}	…70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合 ^{※2}	…70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 ^{※3}	…70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合 ^{※2}	…80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 ^{※3}	…90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 ^{※3}	…97.1%

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合 ^{※3}	…70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 ^{※1}	…70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 ^{※3}	…80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合 ^{※4}	…55%
「結婚、妊娠、こども・子育てで温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 ^{※1}	…70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 ^{※5}	…90%

※1：こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」より ※2：OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」より
 ※3：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」より ※4：こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
 ※5：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」より こども家庭庁作成

目指す社会…こどもまんなか社会

こども施策に関する重要事項

- 1 **ライフステージを通じた重要事項**
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 2 **ライフステージ別の重要事項**
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
 - (2) 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
 - (3) 青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- 3 **子育て当事者への支援に関する重要事項**
 - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
 - (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - (4) ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- 1 **こども・若者の社会参画・意見反映**
 - (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参加促進
 - (2) 地方公共団体等における取組促進
 - (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
 - (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
 - (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究
- 2 **こども施策の共通の基盤となる取組**
 - (1) 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM
 - (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 3 **施策の推進体制等**
 - (1) 国における推進体制
 - (2) 数値目標と指標の設定
 - (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
 - (4) 国際的な連携・協力
 - (5) 安定的な財源の確保
 - (6) こども基本法附則第2条に基づく検討



乳幼児・学童期・思春期・青年期の年齢

こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）」においては、乳幼児期：義務教育年齢に達するまで、学童期：小学生、思春期：中学生からおおむね18歳まで、青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで、とされています。

赤字：こども大綱の中間整理（案）から表現が修正された箇所、追加された箇所
 参考：こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

【参考法令】

こども基本法（関係条文のみ）

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5～7 略

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3～4 略

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、実施するアンケート調査は以下のとおりです。

調査の種類	対象	調査の目的 設問例	調査 方法
子ども・子育てニーズ調査	<p>就学前児童の保護者 (1,300件程度を想定)</p> <p>小学生の保護者 (700件程度を想定)</p>	<p>子育て中の親の不安や悩み、地域社会とのつながり、子育て支援に対する意向等を把握し、必要な施策を検討するための基礎資料とする。</p> <p>【設問例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就業状況 ・子育てに対する不安・負担感 ・各子育て支援事業の利用実態や今後のニーズ ・産休・育休の取得状況や職場の反応 ・社会とのつながり、活動への参加 ・市に求める子育て支援施策・・・など 	用紙 Web
子どもの生活実態調査 (貧困調査)	<p>小学生本人</p> <p>中学生本人</p> <p>小学生の保護者</p> <p>中学生の保護者 (それぞれ700件程度を想定)</p>	<p>家庭の経済的状況や地域社会との関わり等による子どもの生活実態や意識・意向等の違い等を分析し、必要な施策を検討するための基礎資料とする。</p> <p>【設問例（児童・生徒）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の理解度 ・将来の進学希望 ・学校での生活について ・生活に対する満足度・・・など <p>【設問例（保護者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労状況 ・子どもとの生活上の関わり方 ・近所の人との関係 ・子どもの進学について ・現在の暮らしの状況や経済的なゆとり ・生活に対する満足度 ・必要と思う支援策・・・など 	用紙 Web
市民意識調査	<p>さぬき市内に居住する若年層を中心とした市民 (1,000件程度を想定)</p>	<p>子ども・若者の将来の希望や姿勢への意識・意向等を把握し、必要な施策を検討するための基礎資料とする。</p> <p>【設問例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者が利用する施設やサービス等のニーズの把握 ・若者が抱える不安や悩み ・ひきこもりの状況 ・必要な支援や相談支援に対するニーズ・・・など 	用紙 Web